

## 平成 29 年 4 月行方市教育委員会定例会

○開催日時 平成 29 年 4 月 25 日（火） 午前 9 時 00 分～午前 11 時 35 分

○開催場所 行方市役所 北浦庁舎 2 階 第 2 会議室

○出席委員

教育長	正木 邦夫
教育長職務代理者	邊田 益男
委員	菅谷 千明
委員	石崎 光春
委員	宮内 淑人
委員	滝 恵美子

○事務局出席者

教育部長	濱野 治
学校教育課長	平山 寛児
学校教育課指導室長	武田 民弥
生涯学習課長	木下 健
生涯学習課スポーツ推進室長	奥村 君雄
学校教育課課長補佐	谷川 達郎

【日程第 1】 議事録署名委員の指名

【日程第 2】

公 開 報告第 1 号 専決処分を求めることについて  
行方市幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例に同意したことについて (学校教育課)

【日程第 3】

公 開 議案第 8 号 行方市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則について  
(学校教育課・生涯学習課)

公 開 議案第 9 号 行方市立学校等における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定について (学校教育課)

公 開 議案第 10 号 行方市有形文化財指定に関する諮問について  
(生涯学習課)

【日程第 4】 教育委員会事務委任規則第 2 条各号以外の報告

非公開 報告番号 1 就学援助費支給児童生徒の認定について (学校教育課)

非公開 報告番号 2 区域外就学児童生徒の認定について (学校教育課)

非公開	報告番号 3	就学児童生徒の指定校の変更について	(学校教育課)
非公開	報告番号 4	不登校児童生徒数について	(指導室)
非公開	報告番号 5	いじめについて	(指導室)
公開	報告番号 6	教育委員会重点事業年間管理表について	(学校教育課) (生涯学習課) (スポーツ推進室)
公開	報告番号 7	その他	

【日程第 5】 その他

- (1) 次回教育委員会定例会の開催について

○議 事 録

開 会

教育長から開会の宣言がありました。

《公 開》

【日程第 1】 議事録署名委員の指名

(教育長) 行方市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に宮内委員を指名します。

【日程第 2】

報告第 1 号 専決処分を求めることについて

行方市幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例に同意したことについて (学校教育課)

(事務局) 報告朗読

(学校教育課長) 資料に基づき説明

《主な質疑・意見等》

特になし。

※報告第 1 号については、承認されました。

【日程第 3】

議案第 8 号 行方市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき説明

(生涯学習課長) 資料に基づき説明

《主な質疑・意見等》

正木教育長

ただいま、両課長より説明があった。新旧対照表の学校教育推進グループの 43 国際交流を国際教育推進に変更をお願いする。国体の推進に関することについては、どこが該当するか。

木下課長

国体の推進については、スポーツ推進室の「7 大会及び講習会、研修会、講演会その他の集会の開催に関すること。」に含めて対応していくことになる。

- 正木教育長 国体という文言は、入っていないくてよいのか。
- 奥村室長 国体は一時的な事業なので、7の大会に含む形で対応したいと考えている。
- 邊田委員 会議の際に示されても、内容量が多く全て見るができない。できれば、前もって送っていただきたい。内容的に毎年更新する必要があるものであるように思う。必要な時にその都度直していく必要があると思う。
- 正木教育長 毎年見直しをしていくものである。また、ここに書かれていないからやらないというものではなく、ここに記載がないとしても、柔軟に対応していく必要がある。
- 濱野部長 今年度、組織規則の改正については、大きな変更があった。このような大幅な見直しの際には、できる限り事前に配布していきたいと思う。また、指導室の部分では、就学前教育の充実や今後の幼稚園の在り方に関する事など、具体的に明記している。委員の皆様にもご意見をいただきたいと思う。
- 正木教育長 今年度から、就学前教育や幼児教育の専任の指導主事として、市の職員である幼稚園の先生が担うことになるが、これは他市にはない取り組みである。目的は、就学前教育と幼児教育の充実であるが、こども福祉課や健康増進課など保健福祉部との連携を強化していくことや、子育て支援包括支援センターとの連携は、特に強化していきたいと考えている。また、幼稚園の先生の研修や指導も充実させていきたいと考えている。

※議案第8号については、原案どおり可決されました。

議案第9号 行方市立学校等における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定  
について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき説明

《主な質疑・意見等》

- 邊田委員 各校には、何台付ける予定か。
- 平山課長 基本的には、各校にカメラを5台ずつと、記録装置とモニターを1台ずつ設置することで考えている。ただし、面積が広い学校や狭い幼稚園など様々であるので、概ね5台を基準に考えている。設置については、学校側と相談をし、危険箇所を検討したうえで設置していきたいと思う。
- 邊田委員 各校で危険な箇所という話があったが、5台程度で全体をカバーできるのか。
- 平山課長 概ね5台程度で考えているが、若干増えることも予想される。予算を見ながら検討していきたいと思う。
- 邊田委員 可能な限り付けて頂ければと思う。
- 菅谷委員 防犯カメラの画像の利用方法について、何も問題がなくても日常の様子が残ってしまうかと思う。異常がなかった場合も、画像の内容を日常的にチェックするのか。それとも、問題があった際に確認する利用方法なのか。

- 平山課長 全ての画像を確認するのは難しいと思うので、何かあった際に確認することになると思う。
- 菅谷委員 要綱案では、映像データの保管は14日間とあるので、必要に応じて確認ができると思う。問題の解決に防犯カメラは役に立つと思うが、抑止的に使うまでには至っていないように思う。抑止的に使うことが重要であると思う。問題や事件が起きてからの犯人検挙に結びつけるのは、2次的な使い方であると思うので、しっかりと看板をつけて抑止効果が上がるようにしていただきたいと思う。
- 正木教育長 防犯カメラがあることによって、抑止力はあると思う。日中は職員室で常時モニターが見られるように設置することになる。また、夜間については、侵入者などがあった際に画像の解析をするような利用の仕方ができればと思っている。使い方については、検討を重ねながら効果的な活用を目指していきたい。
- 邊田委員 保護者と児童生徒には、設置や運用について事前に伝えるのか。
- 平山課長 PTA 総会等で十分に周知したうえで、運用をしていきたい。
- 邊田委員 高校では、生徒指導で活用することもある。小中学校においてもそのような利用も検討してもよいかと思う。
- 宮内委員 既に4校に設置されているとのことだが、どの学校に何台ずつ設置されているか。
- 平山課長 各校への現在の設置状況については、別紙の資料を用意したのでご確認いただきたい。

※議案第9号については、原案どおり可決されました。

議案第10号 行方市有形文化財指定に関する諮問について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき説明

《主な質疑・意見等》

- 邊田委員 生涯学習課としては、この神社を文化財にしたいという意思があるということかと思うが、その根拠は何か。
- 木下課長 資料の写真にあるとおり、枡組みという作りが非常に大きく、貴重な彫り物がたくさんあることを主な判断材料としている。
- 菅谷委員 提案された背景について説明があり、神社の氏子から申請があったという話を聞いたのだが、文化財審議委員会や郷土文化研究会のような組織から、以前に申請はなかったのか。それらの団体から申請がなくて、氏子からの申請があったということは、まだまだ市内には見逃されているものがあるように思った。
- 木下課長 文化振興グループの職員がそれぞれを見て回っているのだが、この神社に関しては、鳥居や神殿が震災以降壊れているということを確認した。早く申請をしないと文化財として認めてもらえないということから、今回申請があった。
- 菅谷委員 提案は氏子からの形を取っているが、重要性や保存の状態を鑑みて実際に申

請を提案したのは、生涯学習課であるという認識でよいか。

木下課長

申請書は、代表宮司から出されたものである。

正木教育長

補足する。市の文化財の指定を受けるメリットは、老朽化で改修の必要があるものについては、指定を受けることで、最大 50 万円の改修のための補助が出る。基本は、地域の寄付等で賄うことになるが、補助を受けるためには、指定が必要であったということから申請があった。

菅谷委員

文化財審議会からの提案であれば、それはとても価値のあるものだと思う。文化財に指定することで、後世に文化伝統の継承をしていくことに繋がると思う。

木下課長

震災後も何度か大きな地震があったかと思うが、震度 4 以上の地震が発生した際には、市の指定している 84 箇所の文化財を毎回巡視している。大宮神社については、鰐口とスギを文化財として指定しているが、本殿と鳥居が震災によって危険であるという状況から、市の文化財として指定して、申請があれば補助を出していきたいと思っている。また、宮司とも協力をしてやっていきたいと思う。

邊田委員

今の話を聞くと、市で巡回をして、必要であれば指定していくという考え方でよいか。それとも、市民や団体から申請があつて、それを市で再度見て申請を受けるのか。それによっては大きな違いがあると思う。

木下課長

申請には、所有者からと文化財保護審議委員会からの 2 つがある。今回については、所有者からの申請である。

邊田委員

申請があれば、対応していくという理解でよいか。

木下課長

そのとおりである。

※議案第 10 号については、原案どおり可決されました。

《非公開》

【日程第 4】 教育委員会事務委任規則第 2 条の各号以外の報告

報告番号 1 就学援助費支給児童生徒の認定について

報告番号 2 区域外就学児童生徒の認定について

報告番号 3 就学児童生徒の指定校の変更について

報告番号 4 不登校児童生徒数について

報告番号 5 いじめについて

《公開》

報告番号 6 教育委員会重点事業年間管理表について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明。

(生涯学習課長) 資料に基づき、報告説明。

(スポーツ推進室長) 資料に基づき、報告説明。

報告番号7 その他

【日程第5】 その他

(事務局) 次回定例会の日程案について、事務局より報告。

閉 会

教育長から閉会宣言がなされました。